

障害児通所施設等安全確保の徹底について

①障害児の安全の確保に関する計画の策定等

(対象：すべての障害児通所支援事業所、障害児入所施設)

障害児の安全確保を図るため、事業所の設備の安全点検、事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導等、安全に関する事項についての計画（安全計画）を策定したうえで、以下について取り組むこと。

- (1) 従業者に対し、安全計画について周知するとともに、研修及び訓練を定期的実施すること。
- (2) 保護者に対して、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。
- (3) 定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うこと。

<施行日>

令和5年4月1日（経過措置により、令和6年3月31日までは努力義務となります。経過措置を活用し、令和5年度中に作成してください。）

②送迎車両における安全装置の設置義務化

(対象：児童発達支援センター、児童発達支援、放課後等デイサービス)

令和5年4月1日より送迎時の児童の見落としを防止するために送迎車両へブザー等の安全装置の設置が義務付けられた。

<施行日>

令和5年4月1日

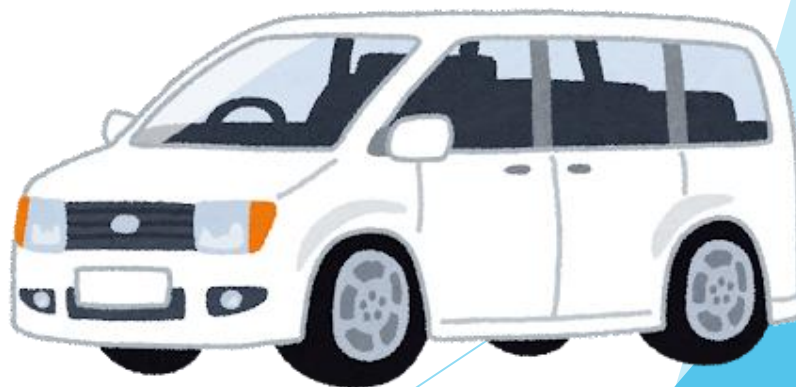
経過措置により、令和6年3月31日までの間は、ブザー等の設置に代わる措置（所在確認を促すチェックシート、所在確認を行ったことを記録する書面を備える等）を講じ、障害児の所在の確認を行うことでブザー等の設置を不要とすることができますが、可能な限り令和5年6月末までに導入するよう努めてください。

②送迎車両における安全装置の設置義務化

(対象：児童発達支援センター、児童発達支援、放課後等デイサービス)

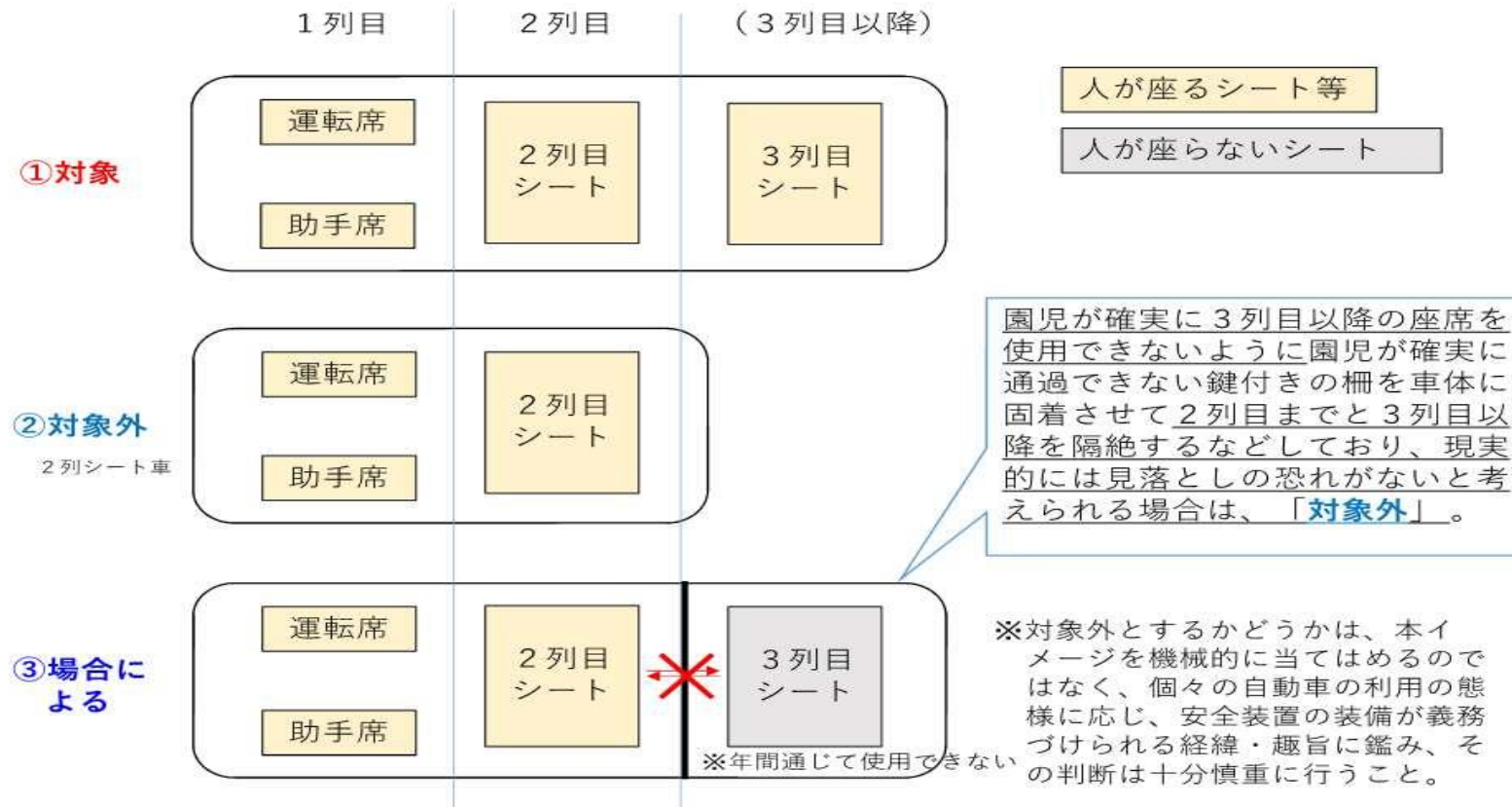
<対象となる車両について>

送迎に使用される車両のうち、3列目以上の座席を有する車両が原則として安全装置に係る義務付けの対象となる。



②送迎車両における安全装置の設置義務化 (対象：児童発達支援センター、児童発達支援、放課後等デイサービス)

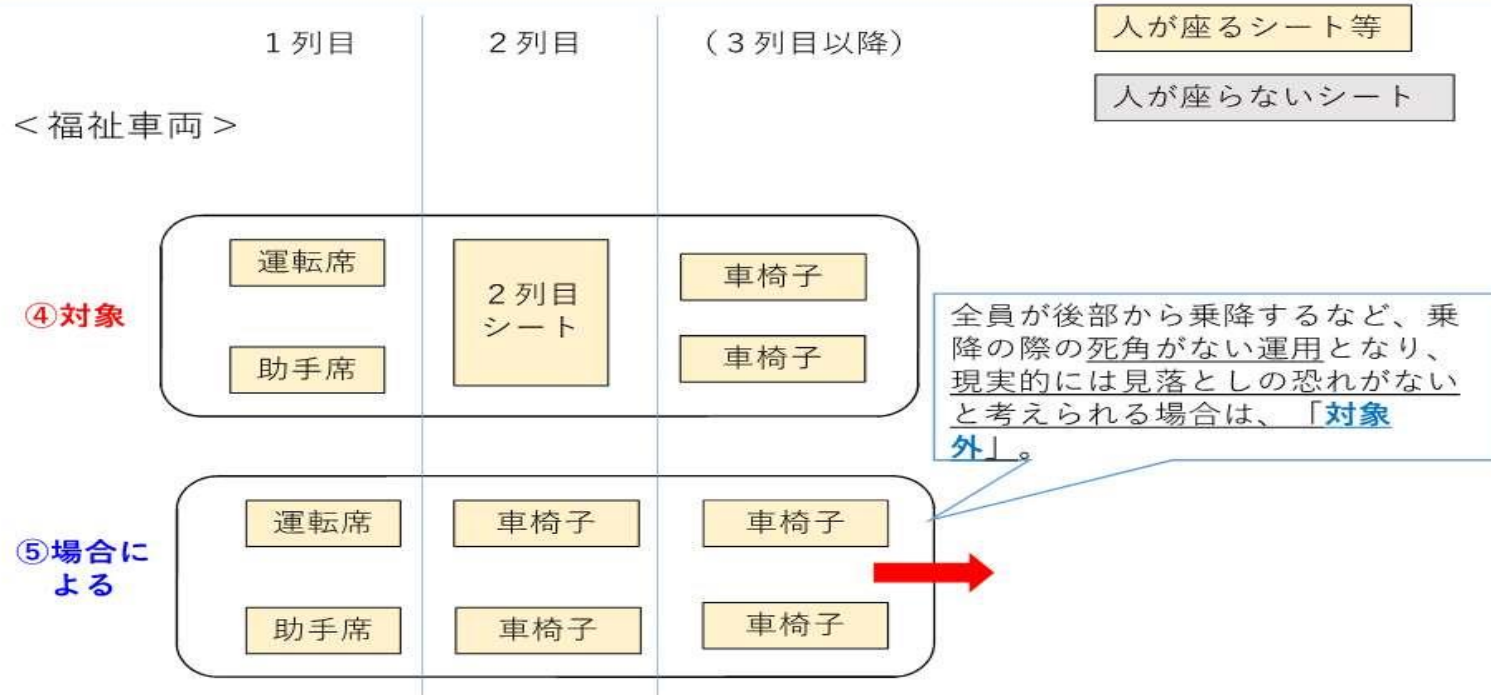
安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ①



②送迎車両における安全装置の設置義務化

(対象：児童発達支援センター、児童発達支援、放課後等デイサービス)

安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ②



※対象外とするかどうかは、本イメージを機械的に当てはめるのではなく、個々の自動車の利用の態様に応じ、安全装置の装備が義務づけられる経緯・趣旨に鑑み、その判断は十分慎重に行うこと。

②送迎車両における安全装置の設置義務化

(対象：児童発達支援センター、児童発達支援、放課後等デイサービス)

<装置すべき安全装置>

国土交通省が策定・公表している「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合するもの。

送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のリストについて（内閣府）

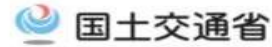
<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/anzen/list.html>

※リストの内容は随時更新されておりますのでご確認ください。

②送迎車両における安全装置の設置義務化

(対象：児童発達支援センター、児童発達支援、放課後等デイサービス)

送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドラインの対象となる装置



- 送迎用バスへのこどもの置き去り事故の防止に役立つ安全装置として、最低限の要件を定めた。
- 降車時確認式、自動検知式の2種類の装置を対象とした。

降車時確認式の装置



エンジン停止後、運転者等に車内の確認を促す**車内向けの警報**



車内を確認し、運転者等が車両後部の装置を操作すると**警報が停止**

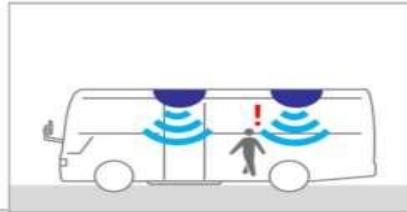


確認が一定時間行われな場合、**更に、車外向けに警報**

自動検知式の装置



エンジン停止から一定時間後に**センサーによる車内の検知を開始**



置き去りにされたこどもを検知すると、**車外向けに警報**



③送迎時の所在確認の実施

(対象：すべての障害児通所支援事業所、障害児入所施設)

- ・ 障害児の事業所外での活動等のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼等の方法により障害児の所在を確認すること。
- ・ チェックシート等を活用して送迎時の安全管理の徹底に取り組むこと。

<施行日>

令和5年4月1日（他の基準と異なり経過措置はありませんのでご注意ください。）

1. 毎日使えるチェックシート

- バス送迎をどなたが担当しても、確実に見落としを防ぐことが重要です。
- 最終ページのシートを印刷して運転手席に備え付けておくなどして、見落としがないかの確認を毎日確実に行いましょう。

※活用例

10月1日(月): **登園** / 降園

- 同乗職員は、
バスに乗る こどもの数を数えた。
- 同乗職員は、
バスから降りた こどもの数を数え、
全員が降りたことを確認した。
- 同乗職員は、
連絡のない こどもの欠席について、
出席管理責任者に確認した。
- 運転手は、バスを離れる前に、
車内に こどもが残っていないことを、
椅子の下まで見落としがないか見て、
確認した。

運転手: _____

同乗職員: _____

上記報告を受けた: _____

※本ページをコピーしてご利用ください。

月 日(): 登園 / 降園

- 同乗職員は、
バスに乗る こどもの数を数えた。
- 同乗職員は、
バスから降りた こどもの数を数え、
全員が降りたことを確認した。
- 同乗職員は、
連絡のない こどもの欠席について、
出席管理責任者に確認した。
- 運転手は、バスを離れる前に、
車内に こどもが残っていないことを、
椅子の下まで見落としがないか見て、
確認した。

運転手: _____

同乗職員: _____

上記報告を受けた: _____

障害福祉サービス・障害児施設等の業務管理体制整備 にかかる届出等について

平成 22 年の障害者自立支援法等の改正により、平成 24 年 4 月 1 日から、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等の設置者、指定相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設の設置者及び指定障害児相談支援事業者は、法令遵守等の業務管理体制を整備することが義務づけられました。

整備すべき項目については、指定を受けている事業所又は施設の数に応じ定められており、事業者はその内容を、関係行政機関に届け出る必要があります。

既存の事業者で、まだ業務管理体制の届出を行っていない場合は、速やかに届出を行ってください。

また、新規に障害福祉サービス事業等を始める法人は、指定申請に併せ必ず届出を行ってください。

業務管理体制整備の対象となる事業

【障害者総合支援法に基づくもの】

- ア.指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設（障害者総合支援法第 51 条の 2）

- イ.指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者（障害者総合支援法第 51 条の 31)

【児童福祉法に基づくもの】

- ウ.指定障害児通所支援事業者（児童福祉法第 21 条の 5 の 26)
- エ.指定障害児入所支援（児童福祉法第 24 条の 19 の 2)
- オ.指定障害児相談支援事業者（児童福祉法第 24 条の 38)

※ア～オそれぞれの事業ごとに届出が必要です。

業務管理体制整備の内容について

1.法令遵守責任者

法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者です。

※ 法人として 1 名定める必要があります。役職等の要件はありませんが、複数の事業所を運営している法人については事業所全体の法令遵守について確認できる立場である必要があります。

2.法令遵守規定

業務が法令に適合することを確保するための規程です。

規程は、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営に当たり、法令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど、事業者の実態に即したもので構いません。

届出先

届出先は事業所等の所在地によって決まるものであり、事業所の所在地ではありませんので、ご留意願います。

法律ごと、条文ごとに届け出が必要になります。

区分	届出先
1. 事業所等が 2 以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働省本省 (社会・援護局障害保健福祉 部企画課監査指導室)
2. 特定相談支援事業又は障害児相談支援事業のみを行う 事業者で、すべての事業所等が同一市町村内に所在する事 業者	市町村担当窓口

3.水戸市で事業を行う事業者で、すべての事業所等が同一 市内に所在する事業者	水戸市障害福祉課
4.上記以外の事業者	茨城県障害福祉課

【茨城県届出先】

〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6

茨城県福祉部障害福祉課 自立支援グループ

表に「業務管理体制の整備にかかる届出書」と朱書きのこと

TEL : 029-301-3363

FAX : 029-301-3370

【厚生労働省届出先】

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

TEL : 03-5253-1111

届出に必要な様式

届出の内容	様式
-------	----

1	1.業務管理体制の整備に関して届け出る場合（新規の届出）	障害者総合支援法 に基づくもの	第1号様式
2	2.事業所等の指定等により事業展開地域が変更し届出先区分の変更が生じた場合	児童福祉法に基づくもの	第2号様式
3	届け出た事項に変更が生じた場合(変更届) 例) 法人名称や代表者氏名、法令遵守責任者が変わった場合など	障害者総合支援法 に基づくもの	第3号様式
4		児童福祉法に基づくもの	第4号様式

※令和3年3月から押印廃止となりました。

業務管理体制の整備に関する確認（一般検査）について

障害福祉事業者等の自主的な業務管理体制の整備状況の確認・点検を通じて、法令遵守に対する意識を高めると共に問題点の改善を行っていただくため、茨城県では、次のとおり業務管理体制の整備に関する確認（一般検査）を実施します。

- 届出対象・・・茨城県障害福祉課から一般検査に係る通知があった事業者

- 届出様式・・・一般検査調書（別紙）
- 届出部数・・・1部（※調書は法令遵守責任者が記載してください。）
- 届出方法・・・原則郵送
- 届出先・・・上記「届出先」を参照

お問い合わせ

部署名：茨城県福祉部障害福祉課自立支援グループ

電話：029-301-3363

FAX：029-301-3370

メール：shofuku-jiritsu@pref.ibaraki.lg.jp

【予告】指定・更新等の際のサービス管理責任者実務経験 証明書等の取扱いについて

《今後の取扱い》

◎現在、内部検討中です。

詳細が決まり次第、HP等でお知らせいたします。

※各事業者におかれましては、随時県HPの確認をお願いします。



各種ハラスメントにお悩みの方へ



【パワーハラスメント・セクシュアルハラスメント等】

《厚労省リーフレット》

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/001019259.pdf>

【カスタマーハラスメント】とは…

・利用者、家族等からの「身体的・精神的暴力」や「セクハラ」を指します。

《厚労省リーフレット》

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000937621.pdf>

【お知らせ】県へのお問合せについて



【問合せ内容】

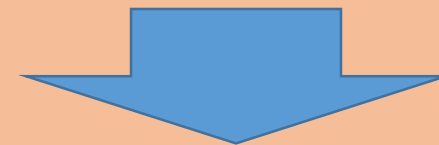
- ・ 右記以外に関する事項



《029-301-3363》

【問合せ内容】

- ・ 指定申請・変更等の届出手続きに関する事項
- ・ 各加算に関する事項
- ・ 障害福祉サービス等情報公表(WAM NET)に関すること



《029-301-3354》